

## 愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備仕様書

愛媛県立しげのぶ特別支援学校の警備業務については、本仕様書に基づいて実施するものとする。

なお、本仕様書に記載されていない事項については、委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ、処理するものとする。

### 1 警備委託名

愛媛県立しげのぶ特別支援学校警備業務

### 2 警備委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

### 3 警備対象及び所在地

(1) 所在地 松山市東温市田窪2135番地

(2) 対象名 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

### 4 警備目的

甲の所有又は管理にかかるとともに、その他の不良行為を排除し、財産の保全を図り、施設の適切な維持管理に寄与することを目的とする。

### 5 警備方法及び警備時間

機械警備単独とし、別紙1 県立しげのぶ特別支援学校にかかる機械警備に関する基準に記載のとおりとする。

### 6 機械警備装置の設置までの警備方法等

機械警備装置が設置されるまでの間、上記5にかかわらず、警備員による夜間常駐警備とする。

### 7 警備内容

(1) 火災、侵入、設備、盗難及び破損行為の異常事態の感知

(2) 事故感知時における関係先の通報及び連絡

(3) その他の協議決定した事項

### 6 警備実施方法

(1) 警報を確知したときは職員に連絡するとともに、発報場所へ出動して点検する。

(2) 異常事態発生時の措置

緊急又は異例の事態が生じたときは、直ちに消防署、警察署、職員に通報するとともに現場措置を行うなどの臨機対応を行い、事態の拡大防止を図るものとする。

(3) 警備本部及び子ども療育センター警備員との連携業務の推進

警備は、乙の警備本部及び子ども療育センター警備員と連絡を密にして効果的に実施する。

### 7 その他

この仕様書は、仕様の概要を示すものであるから警備実施上附带的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していないものであっても甲・乙協議のうえ実施するものとする。